

令和2年4月20日

一般社団法人日本旅行業協会中四国支部長 様
一般社団法人全国旅行業協会広島県支部長 様

新型コロナウイルス感染症広島県対策本部長
広島県知事 湯崎 英彦

改正新型インフルエンザ等対策特別措置法第24条第9項等に基づく
施設の使用制限及び催物の開催の停止等への協力要請について（依頼）

令和2年4月16日、新型コロナウイルス感染症の拡大に伴い、本県を対象区域に含む緊急事態宣言が出されました。

これを受けて、4月18日に、改正新型インフルエンザ等対策特別措置法第24条第9項等に基づき、対象施設の管理者等に対し、4月22日からの施設の使用制限及び催物の開催の停止等への協力を要請しましたので、貴団体の構成員の皆様にお知らせくださるようお願いいたします。

添付資料

- ・ 新型コロナウイルス感染拡大防止策のための広島県における緊急事態措置等
- ・ 【別紙1】使用制限対象施設リスト
- ・ 【別紙2】県民の皆様へ5つのお願い

（施設の使用停止等について）

担 当 商工労働局商工労働総務課
電 話 （082）513-3311

（経営相談について）

担 当 商工労働局経営革新課
電 話 （082）513-3321